

第2回 多摩南部成年後見センター構成市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）
成年後見制度利用促進基本計画策定委員会
議事要旨

日 時：令和元年10月10日（木）18:30～20:00

場 所：調布市総合福祉センター201～203 会議室

出席者：出席者名簿による。

議事次第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 議事

(1) 報告事項

① 第1回策定委員会後経過報告

(2) 協議事項

①調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画
利用促進基本計画 共通計画素案（たたき台）

(3) その他 今後のスケジュール等

7. 閉会

[配付資料]

- ・次第
- ・席次表（当日配布）
- ・資料1 第1回策定委員会後経過報告
- ・資料2 成年後見制度利用促進基本計画（素案のたたき台）
- ・資料3 今後のスケジュール
- ・第1回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会議事要旨録
- ・チラシ「多摩南部成年後見センター 市民後見人養成講座」
- ・チラシ「令和元年度 後見人連絡会」
- ・チラシ「成年後見相談会」
- ・40の目標施策→と15の施策目標の整理一覧表

1. 開会

(略)

2. 委員長挨拶 (要約)

西田委員長

- ・前回8月7日の第1回策定委員会では、主に、今回策定する共通計画の構成や調査から見えてきた現状と課題の整理、共通の目標施策についてご議論をいただいた。主なキーワードとしては、権利擁護支援や成年後見制度利用促進に向けた「身近な地域での体制整備」と、「ご本人・利用者の視点の重視」ということであったかと思う。
- ・この間ワーキングチームでは、引き続きヒアリング調査を行いながら、共通計画素案をまとめていただいた。本日は共通計画素案を「たたき台」という形でお示しいただいている。
- ・構成5市(調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市、以下「構成5市」)では、この後年末年始にかけて、素案のパブリックコメントを実施する予定とのこと。今日は、是非、計画をより良いものにしていくために、忌憚のないご意見をいただければと思う。

3. 議事

(1) 報告事項

①第1回策定委員会後経過報告

日総研より資料1(3頁～)に基づいて説明がなされた。※以下、□は説明

◎概要

- ・第1回策定委員会後、委員からご意見をお寄せいただいた。いただいたご意見としては「利用者がメリットを感じられるような計画策定について」であり、その手法として「当事者へのヒアリングの実施」「計画内容への利用者視点の盛り込み」等であった。
- ・第1回策定委員会後の8月下旬～9月上旬の間、専門職団体に対するヒアリング調査も実施した。ヒアリング調査にご協力いただいた専門職団体は以下の通り。結果の詳細を計画素案(たたき台)の「取組み例」に反映している。
 - －専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)；
東京三弁護士会多摩支部
(公社)成年後見センターリーガル・サポート東京支部
ぱあとなあ東京
 - －構成5市内でセンター以外に法人後見を受任している機関；
弁護士法人多摩パブリック法律事務所
特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ
- ・その後、構成5市、多摩南部成年後見センター(以下「センター」)による策定検討会(WG)において2回の検討を行った。検討結果は以下の通り。
 - －「当事者へのヒアリングの実施」については、第1回策定委員会や委員会後にいただいたご意見からも窺える「日常的に」「地域の中で」「様々な手段で」「成年後見制度を利用している本人やご家族、利用を検討している本人やご家族、団体等の」「話を聞いてほしい(相談にのってほしい)」という意見に丁寧に応じることが重要であることを確認した。
→今後、当事者若しくは当事者に近い関係者へのヒアリングを実施し、取組み課題を整理する中で、計画に反映していく。
 - －「利用者がメリットを感じられるような計画策定」については、「利用者にとってのメリット」の具体的なイメージの検討が必要であること、計画全体でもその考えを踏まえることの重要性を確認し

た。

→構成5市共通計画の施策目標の中で「利用者本位の」という言葉を用いて、取組み例を記載する。

<質疑>

◎当事者ヒアリングの実施について

進藤委員

当事者ヒアリングの実施について実施時期、対象、方法を教えてほしい。対象は、5市に亘ってということか。

小林所長

実施時期；10月中を予定。

対象；成年後見制度を利用している本人、保護者の方を予定。対象については予算、時間の制約もあることから、可能な限り最大限の範囲でと考えている。

進藤委員

個人へのヒアリングも重要だと思うが、障害者団体のような何人かまとまって意見を聞き取れる対象へのヒアリングの予定はないか。

小林所長

そうしたことも含めて、今後検討予定。今後、ご意見をいただけたら、可能な限り取り入れていきたいと考えている。

◎「利用者がメリットを感じられるような」について

進藤委員

先程のご説明では、「利用者がメリットを感じられるような計画策定」は、「利用者本位の」という言葉を用いて計画に記載するということがあったが、「共通計画素案（たたき台）」では「利用者本位」という表現が埋没している。目立たないように感じる。

「利用者がメリットを感じられるような制度の運用」というのはサブタイトルにしてもいいくらい重要な言葉だと思っている。このことを目立つようにしないと市民が関心を持たなかったり、構成5市の連携を記載している計画だと誤解される可能性がある。

「利用者がメリットを感じられるような制度の運用」という文言を前の方に、若しくは計画策定の目的に入れる等、もう少し分かり易くしていただけるとありがたい。

大口委員

資料1（4頁）では「利用者本位の」という言葉を用いて計画に記載するということが確定のように記載されているが、そもそも利用者へのヒアリングを通じて、その言葉を用いることについても確認する必要があるのではないか。

池田委員

「利用者本位の」という文言に置き換えてということも本人を中心に据えるという点では必要なことと思うが、「利用者がメリットを感じられるような」を前面に出していかないと、誰のための、何のための成年後見制度利用促進かということがぶれるように思うので、「利用者がメリットを感じられるような」をきちんと据えるべきだと思う。

倉持委員

「共通計画素案（たたき台）」を読んで、施策目標に当事者の声が反映されているのか違和感を持った。先程のご説明で、今後当事者ヒアリングが実施されると聞いて、少しほっとした。計画策定においては、「利用者主体から参画へ」ということが言われているので、もっと早い時期に当事者へのアンケートを実施し、その中からヒアリングに繋げていくという方法でも良かったのではないかと思う。地域福祉計画や地域福祉活動計画の中に権利擁護や成年後見制度の内容を盛り込んでいる自治体もあることを踏まえると、構成5市の方が、計画は一部の人のためのものではなく、地域住民のために策定する計画だという意識を持つことで、計画策定の方法等も変わってくるのかなと思う。

星野委員

専門職団体を対象としたヒアリングはどうしても制度の運用や効率的な方法等の話になりがちで、本人主体という視点からずれてしまうことが多い。そのため、倉持委員が言われたように、特別の人のためのものではなくて、我々みんなが必要としている計画であることを意識した目的設定であることを期待したいと思う。

岡垣委員

一番重要なことはセンターと構成5市の役割の明確化ということだと思う。なぜ今回の計画を策定するのかと言うと、これまで成年後見制度が使われてこなかったから。本人にメリットを感じられるように計画を立てますということが分かるように、最初に打ち出してはどうか。

西田委員長

各委員から「利用者がメリットを感じられるような計画策定」を中心に据えるようにというご意見をいただいたので、今後、当事者ヒアリング等を通じて、計画の柱にしていきたい。

(2) 協議事項

① 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 利用促進基本計画 共通計画素案（たたき台）

センター小林所長より資料2（14頁～）に基づいて、主に「共通計画素案（たたき台）」作成に当たっての前提としている考え方についての説明がなされた。 ※以下、□は説明
（「40の目標施策→と15の施策目標の整理一覧表」を配布）

◎ 「I 広域による成年後見制度利用促進基本計画策定の目的と方法」

- ・「2 計画の位置づけ」（15頁）；
 - 自治体が策定する他の計画では具体的な実施施策を盛り込むのが一般的であり、他地域の成年後見制度利用促進基本計画でもそのようなスタイルが多いようである。しかし、本計画は構成5市で策定する計画のため、「目標」として置いている。そのことをご承知置きたい。
- ・「3 構成5市における各計画との関係性」（16頁）；
 - 本計画を受けて、構成5市ではより具体的な施策として進めるための実施計画のような計画を策定する予定である。その計画の策定方法としては地域福祉計画の一部として策定する方法、単体計画として策定する方法と2種類ある。
 - 各市が策定する実施計画的な計画の施行年度を「計画期間」に記載している。
 - 令和2年度4月から施行若しくは策定を進めている市；調布市、日野市、多摩市
 - 令和2年度9月から施行予定の市；稲城市
 - 令和3年度4月から施行予定の市；狛江市

- ・「4 計画の期間」；本計画は目標を記載している計画であるため、見直しの目安の時期を記載している。

◎「Ⅱ 成年後見制度利用を取り巻く現状と検討の方向性」(19 頁～)

- ・本日初めて配布する部分である。
- ・ここでは、国及び東京都の動向並びに構成 5 市及びセンターの運用の現状等を記載している。

◎「Ⅲ 本計画の理念・体系と施策目標・取組みの方向性」

- ・「1 計画の理念」(27 頁)；
 - －構成 5 市とセンターで協議をした共通理念を記載している。
- ・「2 計画の体系と施策目標」(27 頁)；
 - －前回の策定委員会で 40 の目標施策をお示ししたが、本資料では 15 の施策目標に整理している。
 - －以降、「共通計画素案(たたき台)」における「取組みの方向性」では構成 5 市とセンターの役割分担を記載している。
 - －特に第 1 期において重点的に取り組むことを「本計画第 1 期の共通計画の重点的な取組み目標」として掲げている。(28 頁)
- ・「3 取組みの方向性」(29 頁以降)；
 - －ここでの構成は「施策目標」「現状と課題」「取組みの方向性」としている。
 - －「取組みの方向性」では、「(1) 主に構成 5 市」と「(2) 構成 5 市とセンターで協働して実施」として、各主体が担うことが相応しい取組を分けて記載している。

◎「Ⅳ 推進体制と計画の進行管理」(47 頁)

- ・「1 計画の進行管理を担う合議体の設置等」；
 - －今後の成年後見制度利用促進の在り方や、本計画及び各市が策定する実施計画的なものの関係性や施策等の評価を行う(仮称)「推進協議会」の立ち上げと推進を記載している。
- ・「2 計画の推進についての方策」；
 - －今後、15 の施策目標に対する進行管理、評価(「振り返りの視点」)を記載する予定。

<質疑>

i. 「共通計画素案(たたき台)」全体に共通する内容

ア. 記載内容の見せ方

大口委員

施策目標 1～15 が全体の中でも具体的なものとして注目されるものだと思う。ここでは「現状と課題」それに対する「取組みの方向性」を「5 市」と「センター」とで分けて記載されており、現在は「5 市」と「センター」が縦に並べられている。抜けがないかを確認しながら見るように左右に横並べの見せ方にしてはどうか。

イ. 「現状と課題」の記載

大口委員

施策目標 1～15 に「現状と課題」と一緒に記載されているが、後でこの課題に対してどこまで到達できたかを振り返れるように、「現状」と「課題」に分けて記載することが良いと思う。本計画は段階的に整備していくものであり、5 市それぞれの事情もあると思うので、各市が「到達点」を意識でき

るようなものとして記載すると良いのではないかと感じた。

ウ. 構成5市とセンターの役割；

星野委員

自分は広域的に取組みを進める場合でも、基本になるのは構成市町村だと思っている。だが、Ⅲ3(1)「②中核機関の機能の役割分担」(29頁)で「地域の実情に応じて、それぞれの位置づけや役割等を定めていく」と記載されており、センターが主にあつて、構成5市にどう振り分けるかというように読めた。地域差や5市の特徴が活かせるものになると良いと感じた。

「意思決定支援の在り方」(35頁)でも構成5市とセンターとが一緒にやるように記載されているが、この部分に限らず、全体的にセンターは広域的に何をするのかという記載がされる必要があると思う。

池田委員

全体的にセンターありきというスタンスの記載の印象を受ける。市民の生活を守るように権利擁護の一担として成年後見制度を使える仕組みになっているかどうかが問われるので、「構成5市各市では」という各市が主体であるような記載の仕方をする必要があると思う。

エ. 用語説明

大口委員

39頁に「チーム」という用語が多く用いられている。だが、実際「チーム」の説明は43頁で記載されている。この用語に限らず、計画全体で多く用いられている用語はもっと前で説明があると、良いと思う。

オ. 記号(「 」()等)の使用

大口委員

文章として読む場合、「 」()等の記号が多用されている。地の文と例示とを分けて記載してもらえると良いと思う。

ii. 個別の記載内容

ア. 4つの機能(目次)(14頁)

進藤委員

目次(14頁)ではⅢ「2 計画の体系と施策目標」—「(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備」で4つの機能が記載されている。計画の最初の方で「利用者のメリットを感じられるような成年後見制度の運用をする」ということが前面に出ないで、現状のままで4つの機能が記載されていても中身が伴わないものになると感じた。

イ. I 「3 構成5市における各計画との関係性」(16頁)；

進藤委員

「3 構成5市における各計画との関係性」を読むと、どの市も今年度中に計画策定をすると読め

る。各市の計画は、本計画と同時進行で策定されているのか。また、本計画は各市の計画とどのような関係にあるのか。本計画の記載内容が各市の計画にそのまま反映されるとしたら違和感がある。市民は構成5市とセンターの関係や役割分担ではなく、成年後見制度をどう利用しやすいようにしてくれるのか、そのために誰とどのような連携をするのかが記載されることを期待していると思う。構成5市の計画でも、本計画のように構成5市やセンターの関係や役割分担に力点が置かれるのだろうか。違和感を持った。

ウ. III 3

「施策目標1 構成5市における各市域の地域連携ネットワークの構築・運営を進めます。」

「施策目標2 広域の権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営を進めます。」(30頁)

◎各市の考え、具体的な記載

池田委員

40の施策目標は非常に具体的だったが、現在の記載は具体性を欠いたものになっている。構成5市各市が主体的に何をするのが見えないと、具体化していかないように思う。

◎計画を策定することのメリットの記載、分かり易いネットワーク図の掲載

星野委員

今の記載では、計画を策定することのメリット、つまり、地域の中で暮らし続けるために本人の生活を支えるということが見えて来ない。一方、国の成年後見制度利用促進のネットワーク図は分かり易い。あの図には本人が存在しているから。いろいろな機関が関与することかがパッと見て分かることが重要で、そのネットワークが5市それぞれにあって、そこにセンターがどう関与するのが見ることが重要なのだと思う。

◎「現状と課題」の記載

倉持委員

施策目標1と2では「現状と課題」が記載されていないのは何故か。「現状と課題」が記載されていることで、各市がどのような取組みをしているか、どのような課題があるか、今後どうしようとしているかが分かる。なので、この部分でも「現状と課題」を具体的に丁寧に記載することが必要と思う。

西田委員長

先程お配りいただいた「40の目標施策→15の施策目標の整理一覧表」のような対比にすると、見やすくなる。対比して見やすくなった項目を積極的に記載してもらえると、より分かり易くなるのかなと思う。特に施策目標1、2は、後半の施策目標の前提になる重要な部分なので、事務局では工夫してほしい。

◎地域連携ネットワークに関与する機関名の記載

大口委員

地域連携ネットワークは非常に重要な部分なので、各市のネットワークだけでなく、どんな機関と関わっていくのか、今想定されている機関名は例示をした方が良いと思う。絵で示してもらっても良いと思う。

エ. Ⅲ 3 ① 広報機能

「**施策目標 3 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解が深まるよう、普及・広報活動等を充実します。**」(31 頁)

「**施策目標 4 誰もが気軽に相談できる窓口を構成 5 市に設置し、広く周知を図ります。**」(32 頁)

池田委員

施策目標 3～施策目標 5「権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討を行うための仕組みを整備します。」(33 頁)は繋がっている。その意味で、施策目標 3 の「現状と課題」では、今、広報が何故不十分であるかという課題が見えてこない。ここの課題が明確でないと、今後、どのように広報を強化するのか、どの部署・機関の相談機能を強化する必要があるのかが見えてこない。例えば、民生委員やケアマネ、医療機関等、本来ニーズが見えている機関からの相談があがってこないという課題が見えないと、今後の取組みの方向性が打ち出せず、今までと同じように広報、相談をすることになる。これまでのヒアリングを通じてそうした課題は見えてこなかったのかなと思う。

星野委員

31 頁の記載を読むと、もう「成年後見制度とはこういうものですよ」というような広報の仕方では不十分なんだという課題認識が見えて来ない。一つのパンフレットでは通用しないとわれわれが始めている中で、今後はどのようにしたら対象別に分かりやすく、その人がどのようにしたら情報を受け取れるか、どのように伝えるかということへの配慮も必要になり、そのことが分かる計画になると良いと思う。

オ. Ⅲ 3 ② 相談機能

「**施策目標 5 権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討を行うための仕組みを整備します。**」(33 頁)

◎「発見・見守りシステム」の整備、位置づけ

池田委員

「共通計画素案(たたき台)」を読んで一番引かかる部分だった。「体制整備」という点では、誰のための何のための利用促進かと考えると、本来はここからスタートすることではないかと思う。地域社会の中で本来声を挙げられない人を念頭に置いて取組みを進めることを第一に考える必要がある。

だが、33 頁の「取組みの方向性」の一つめでは、「～ケース会議、地域の会合等の場を活用し、自ら相談窓口に来ない人(来ることができない人)」と記載されており、既に発見されている人の話になっている。地域でどのように発見するのかという点では「発見・見守りシステム」をどのように位置づけるかということが重要なのではないか。

◎「権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討の仕組み」の内容

池田委員

33 頁の「取組みの方向性」二つめの「権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を、構成 5 市の所管課と地域の関係機関が連携して行う場及び行う仕組みをより充実を図ること」については、このような場や仕組みが既にあるように読めるが、権利擁護支援の必要性の検討を行い、必要であれば繋いでいくということは見えてこない。そのためのツールが「広報」であり、その後の「検討の仕組みの不備」を各自治体が確認する部分。この部分は国でも力を入れている。このイメージが十分持っていないのではないかと思う。

星野委員

「施策目標7 成年後見制度の利用が必要な人について、適切な利用（支援）方法について検討を行うための仕組みを整備します。」（36頁）とも関連するが、成年後見制度を利用しない人のケースを漏らさないためにも、成年後見制度の利用の必要性についての検討を行う場面で、5市がどのように検討を行うのかを記載する必要がある。

◎当地域における「一次相談窓口」「二次相談窓口」の役割やセンターの関与の整理

星野委員

33頁で「一次相談窓口」「二次相談窓口」の説明がなされているが、違和感を持った。というのも、全国の多くの広域でやっている地域の場合は、各市町村が小規模で単独で相談を受けるのが難しいために広域で相談を受けている。その意味で記載のようになると思うが、構成5市の場合は異なるのではないか。「一次相談窓口」に「5市、社会福祉協議会、地域包括支援センター」が併記されているが、自分が関与している構成5市内の一部の市における各機関の立ち位置は併記されるようなものではない。また、5市によって、センターの関与の仕方も異なっているとも感じている。その意味で、「一次相談窓口」「二次相談窓口」の説明が33頁のような記載でいいのか疑問である。

池田委員

今の記載は「センターありき」で整理をされているのではないかと思う。それでは各市の地域住民のための利用促進ということが見えてこない。本来は各市の考えが出る部分である。

星野委員

同感である。それが見えない中で議論をしても進まない。

調布市

構成5市を代表して当市の例でいえば、行政と社会福祉協議会、地域包括支援センターとの役割、機能は異なっており、「一次」「二次」を更に「0.5次」と分ける相談の段階もあると思う。

「センターありき」というご意見もあったが、本日ご提示している「共通計画素案（たたき台）」作成に当たっての考え方としては、この15年間、センターを中心に構成5市が連携してきた実情も踏まえつつ整理し直したものであることをお伝えしたい。センターの関与についても、従来からの法人後見を担っていることを基にして「一次相談」「二次相談」という記載をしているが、成年後見制度利用促進の動きも踏まえて表現を広げてまとめたところである。

西田委員長

この構成5市はセンターがあることで、他市、他地域とは異なる実情がある。今後、見えない利用者を成年後見制度につなげるかという意味では、センターの活性化を含めて、構成5市がどのように進めるかということが分かるような記載としていただきたい。

星野委員

自分はこれまでのセンターの役割や機能を否定するつもりはない。一般的に言われている「広域」とは異なる、東京ならではの重層的な「広域」での関与と思っている。

自分が重要だと考えているのは、住民の方に機能を分かり易く伝えることやセンターの役割の明確化とともに、構成5市とセンターが今までやってきた良い取組みが埋もれないように、きちんと分かるように記載してほしいということである。

◎5市共通で取組むこと、各市で取組むことの書き分け

倉持委員

「相談機能」は非常に重要な部分なのだが、今の記載では具体的にどうするのが見えない。各市の事情があると思うし、重視する部分も異なると思うが、各市で策定する計画にどのように具体的に落とししていくものなのが見えず、疑問を感じた。例えば、イメージ図を記載する等して分かり易くしてもらえると良いと思う。

また、34 頁に「虐待対応に関する体制の現状や課題、意思決定支援のあり方等について、研修の場を設けることを検討すること」という記載があるが、5 市共通で研修会を開催することも可能と思う。5 市共通で取り組むこと、各市で取り組むことを具体的に分けて記載すると分かり易くなると思った。

星野委員

5 市共通で取り組むこと、各市で取り組むことという点で、今までは 5 市で共有することが難しい事例があったのかなとも思う。だが、5 市共通で虐待対応等の研修をすることは認識の共有が進み住民にとってメリットとなると思う。

◎「質の向上」の内容

星野委員

34 頁に「権利擁護支援の必要性の見極め方法などについて、構成 5 市で情報を共有し、構成 5 市職員の支援の質の向上に努めること」という記載がある。「質の向上」は非常に重要だが、この書きぶりは構成 5 市とセンターの上下関係のような印象を受ける。「5 市とセンター」が共にということが伝わる記載になると良いと感じた。

◎「①広報機能」「②相談機能」の並び方

進藤委員

通常、計画で施策目標を立てる場合、「広報機能」が先頭に来るものなのか。具体的な内容である「相談機能」が先に来るのが自然に思えるのだが。

西田委員長

恐らく、これまで一番取り組めていなかったことの反省を込めて、意図的に先頭に持ってきたように思う。

星野委員

「①広報機能」「②相談機能」の並び方は、国の「成年後見制度利用促進基本計画」の流れを踏襲していると思うが、この地域に合わせて変更しても良いと思う。

進藤委員

先程の 31 頁「①広報機能」については星野委員のご説明でとても良く理解できた。ただ、多くの市民は、国の言っていることを知らずに計画を読むと思うので、先程のご説明のように「本人に伝わるような説明をしていきます」ということが前面に出ると、非常に分かり易くなると思う。

大口委員

自分も、国の「成年後見制度利用促進基本計画」の流れを踏襲することを自然と考えていたが、構成 5 市の場合は相談窓口が多様にあることをベースとしたり、「質の向上」というご意見もあったことも踏まえると、「②相談機能」を先頭に記載して、こういう課題を踏まえて相談窓口を広める必要があるんだ、質の向上に取組まないといけないんだというように、構成 5 市の現状を踏まえた並び方にしてもいいのではないかと感じた。

西田委員長

今のご議論を踏まえ、並び方の変更を検討しても良いかもしれない。

平柳委員

「①広報機能」と「②相談機能」(31～37頁)全体について意見を述べたい。

広報は非常に重要。現場で見えていると、成年後見制度を知らない支援者もいる。支援者にも知ってもらうことによって、成年後見制度を利用する本人はもちろん、本人を支援する支援者も制度を理解する。それは決して成年後見制度を利用するためということではなく、権利擁護の一環として成年後見制度があるという理解が深まれば、本人にとって今の支援は適切かという視点でジャッジしてもらえる。

相談も同様に重要で、窓口を作っても、そこで何をしてくれるのかが伝わらなければ誰も来ない。あそこに行けば解決できるということを理解してもらうことが重要。そのためには、構成5市の担当者がその必要性を理解する必要がある。決して、社会福祉協議会や地域包括支援センター等、現在相談を受けている機関だけが理解していればいい話ではない。

権利擁護の視点から本人にとって役に立つのかどうなのかということを考える仕組みを作っていくという意味では、一般の方も含め、成年後見制度があることを知ることが重要で、自分は今の「共通計画素案(たたき台)」の記載をすんなり読むことができた。構成5市とセンターの役割の記載はあいまいと感じる部分もあるが、積極的に本人の権利擁護に役立てるようにするためにも、「①広報機能」と「②相談機能」は進めることが重要と感じた。

カ. Ⅲ 3 ②相談機能

「施策目標6 意思決定支援のあり方について、国等の動向を参考に検討を進めます。」(35頁)

※意見なし。

キ. Ⅲ 3 ②相談機能

「施策目標7 成年後見制度の利用が必要な人について、適切な利用(支援)方法について検討を行うための仕組みを整備します。」(36頁)

◎「適切な利用(支援)方法についての検討の仕組み」の内容

池田委員

この部分では「検討」という言葉がいくつも出てくる。「検討」だけでいいのか。「判断」が重要であるし、そのために司法関係者を含めて関与してもらう仕組みをつくることを国は求めている。限られた関係者だけで検討を行い、その支援が適切だったかという検証のためのシステムが見えないので、そのことも検討していただきたい。

星野委員

構成5市では、どのようなメンバーでどのような形式で、適切な利用(支援)方法について検討を行おうとしているのか。そして、そこにセンターがどのように関与しようとしているのか。5市の考え方が見えてこない。

大口委員

相談を受けて対応する中で、生活困窮や引きこもり等、成年後見制度だけではない様々な課題が見えてくると思う。そうした様々な課題についてもきちんと把握して、繋げていく、解決していくということも記載されると、地域共生社会、地域包括ケアとの結節点が見えてくると思う。

◎虐待事案における「慎重な判断」の表現

星野委員

36頁で「虐待等の案件で成年後見制度の利用が必要な場合においては、慎重な判断に基づき、適切な支援を行うこと」と記載されている。虐待対応について本計画に記載するかの検討も別にあると思うが、記載するのであれば、「慎重な判断」については、今は「虐待を受けている本人の生命、身体の保護を適切に行うために、時間をかけて親族調査を行うことは不要」と言われている流れがあり、その流れを踏まえる必要がある。「慎重」という言葉をどのような意味で使われているのか、分かり易い記載が必要と思う。

ケ.Ⅲ.3 ②相談機能

「施策目標8 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの円滑な移行を支援します。」
(37頁)

進藤委員

本日の資料1「人材育成」(10頁)の中で「社協が地権事業の予算で成年後見申立相談等を受けざるを得なくなり、地域の中で人材育成がされなくなった。」という記載があるが、意味が分からなかった。何故、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の予算で成年後見制度の申立て相談を受けているのか、人材育成とどのように関連しているのか、ご説明をお願いしたい。

星野委員

東京都では成年後見制度の利用促進を目的とした「成年後見活用あんしん生活創造事業」(東京都事業)と、福祉サービスの利用手続き支援や金銭預かり等を行う「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」(東京都社会福祉協議会事業)がある。構成5市の場合、センターがあるために、各市では社会福祉協議会が「成年後見推進機関」と位置づけられていないのだが、判断能力に不安がある事案の相談はどの窓口に入るか明確に切り分けられず、「福祉サービス利用援助事業」の予算で様々な相談を受けている各市の社会福祉協議会が成年後見制度に関する相談も受けている説明の意味だと理解した。

日総研

その通りである。

進藤委員

自分は、センターが受任する事案は生活保護の方や困難ケースと考えていた。地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を利用している方が全てそのような方というわけではないと考えると、「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を利用している方で生活保護の方や困難ケースでない人」への支援は誰がどのように行って成年後見制度に繋げているのか見えてこないため、センターが担当しないケースについてもきちんと位置付けてもらいたいと考えて質問をした。

ケ.Ⅲ.3 ③成年後見制度利用促進機能

「施策目標9 任意後見制度利用に関する、相談対応、後見監督人選任等の取り組みを推進します。」
(38頁)

◎任意後見における高齢者の記載

星野委員

38頁の「現状と課題」で「障害を持つ子のいわゆる「親亡き後」の支援」に関する話が記載されている。だが、任意後見の場合、その話だけではない。今後、高齢社会となる中で、自分が元気なうちから制度を理解して、自分のプランを作っていくということも重要なので、高齢者の話にも触れて良いと思う。

◎任意後見に関する行政、センターの関与の範囲

平柳委員

38頁の「センターの取組み」として「構成5市の一次相談窓口からの相談等に応じられるよう対応力を強化」と記載されているが、実際には相談だけでは終わらず、候補者の検討、推薦（マッチング）まで必要になると思う。だが、任意後見の場合、個人間の契約が大前提であるため、マッチングに行政がどこまで積極的に関与していくのか検討が必要だと思う。

星野委員

全国的にも、任意後見契約を締結しても発効の申立てがなされていないのが実態。任意後見契約を締結したら、相談を受けてマッチングを行った後、発効するまでどのように関与するのか、どのように目標設定するのかについての検討が必要と思う。

コ. III 3 ③成年後見制度利用促進機能

「施策目標10 申立て（親族等）に関わる相談支援体制の強化を図ります。」（39頁）

池田委員

国が推奨していることもあり、「本人申立て」への支援も重要。追記いただきたい。

サ. III 3 ③成年後見制度利用促進機能

「施策目標11 成年後見制度の利用が必要な人について、適切な候補者推薦のための検討の仕組みを整備します。」（40頁）

◎「適切な候補者推薦のための検討の仕組み」の内容（専門職の紹介に関して）

進藤委員

適切な候補者の検討、推薦（マッチング）は、障害児を持つ親としては一番関心が高く、重要だと感じている部分。このマッチングを誰がどのように支援してくれるのか。また、専門職を候補者として検討する場合、候補者に関する情報が少ない中で決めるという話をよく聞く。良い方法があるか。

また、本日の資料1「専門職紹介制度」（11頁）の中で、モニタリングが不十分で、トラブルがある人を再び紹介してしまうことになるという趣旨の記載があったが、専門職の名簿は随時更新され、適切な候補者を紹介いただけるようにしていただきたい。

◎「適切な候補者推薦のための検討の仕組み」の内容（候補者推薦のための仕組みにして）

星野委員

「40の目標施策→と15の施策目標の整理一覧表」では、「親族後見人の候補者」が施策目標10に入っているが、この項目も11に入るのではないかと。また、「市民後見人の候補者」についても同様である。前回の委員会でも、専門職だけにマッチングが関係する話ではないと思うと申し上げたと思う。

重要なのは、この仕組みの中で「親族、市民、専門職」の中で誰が相応しいのかが検討されることであり、国は親族が候補者として推薦されるよう、地域の中にサポート体制を作ることを求めている。難しいとは思いますが、そうしたことも踏まえて、候補者を分けて考えるのではなく、同じ場で検討され

ることを目指していただきたい。

◎「受任者調整」の位置づけ、置き場所

進藤委員

「③成年後見制度利用促進機能」の中に「受任者調整のマッチング」の記載も見られるが、「利用促進」というと押し付け的なイメージを感じる。23区にはこの「受任者調整」という表現を用いて先頭に置いている計画もあり、同じようにしていただくか、今の「③成年後見制度利用促進機能」の記載を使用するのであれば、その最初の部分に「受任者調整」を先頭に置くかというように、ここに力を置いているということが分かるような工夫はできないか。

シ. Ⅲ 3 ③成年後見制度利用促進機能

「施策目標 12 市民後見人を育成し、その活動を支援します。」(41 頁)

進藤委員

センターを活用して市民後見人を育成しているということだが、市民後見人をしている人からは、住んでいる市役所で講座があれば出席できるが遠いといけない、というご意見もお聞きしている。市民後見人の育成や活動支援は、可能な限り、各市の担当部署の方と協力しながら5市内で行っていただいた方がいいのではないかと思う。

ス. Ⅲ 3 ③成年後見制度利用促進機能

「施策目標 13 法人後見実施機関を育成し、その活動を支援します。」(42 頁)

※意見なし。

セ. Ⅲ 3 ④後見人等への支援機能

「施策目標 14 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりと活動支援を推進します。」(43 頁)

◎「本人のメリット」の明確化

池田委員

43 頁の「現状と課題」の一つ目に「利用者本位」という言葉が見られる。「本人のメリット」ということを明確にしてほしい。

◎「モニタリング」の内容

池田委員

43 頁の「現状と課題」の二つ目に「モニタリング」という言葉が見られるが、もっと明確にする必要がある。例に「(介護支援専門員の定期訪問等既存の会議又は機能等活用)」と記載されているが、この取組みだけなのか、もっと他の手法も活用するのか。モニタリングは不正防止の機能もあり、バックアップ、サポートという意味合いもある。

三つ目の「上記「チーム」による継続的な支援を通じて、～」の「不正防止」とも関連するが、全体的に記載を読むと、そのイメージが十分できていないのかなと思う。

星野委員

「モニタリング」は既存のサービスを活用してのモニタリングもあると思うが、成年後見制度利用促進のモニタリングで重要なことは、既存のサービスを活用してのモニタリングで足りるケースと、積極的に家庭裁判所と連携しながら、本人の状態や支援が適切かを見ながら、類型の見直しをするのか、後見人の交代の必要性はないかを検討できる体制が必要となるケースがあることだと思う。そのことが分かるような記載になると良い。

◎「チーム」づくりと活動支援の書き分け

星野委員

43 頁では、「チーム」づくりと活動支援を分けて丁寧に記載した方が良いと感じた。「チーム」が機能しているということは本人にとっての大きなメリットなので、きちんと書き分けた方が良いと思う。

◎「チームの機能の整備」の内容

星野委員

43 頁「取組みの方向性」の構成 5 市の取組みの一つ目に「被後見人と後見人を支援する「チーム」の機能を整備すること」と記載されているが、「チーム」は個別に異なるチームである。その個別チームそれぞれがチームとして機能するように支えることが重要であり、「チームの機能の整備」というと分かりにくい。

ソ. III 3 ④後見人等への支援機能

「施策目標 15 親族後見人への支援を拡充します。」(45 頁)

※意見なし。

タ. IV 推進体制と計画の進行管理 (47 頁)

◎計画の進行管理の時期、手法

大口委員

計画の進行管理は計画期間が全部終わっての見直しなのか、中間で見直しを行うのか。どのような時期、手法を想定されているか、考えていらっしゃればお聞きしたい。

小林所長

現在、1 年毎の区切りで、施策の評価をしていこうという話をしている。計画の進行管理のやり方は各市の計画との関連もあり、現在苦心している。

大口委員

計画期間が全部終わっての見直しは大変だと思うので、毎年度、積み重ねで見直しをされていくと良いと思う。

◎「2 計画の推進についての方策」

池田委員

「2 計画の推進についての方策」のうち、特に一つ目の「構成 5 市の地域における権利擁護の基盤整備と、一次相談窓口としての対応力の強化」という記載は非常に曖昧模糊な印象を受ける。この記載では、何を権利擁護の基盤整備としているのか、各市が何に取り組むのかが見えてこない。

センターができることは、成年後見制度が必要なケースですと明確に振り分けられたケースへの支

援であり、その意味で下の二つの記載は良いと思うが。

今求めてられているのは何が何でも成年後見制度の利用に繋げるということではなく、地域共生や地域福祉の課題としての権利擁護という点で、各市にとって基盤整備として一次相談窓口の対応力の強化だけを考えているのかということ。成年後見制度利用の必要性の検討の仕組み、適切な後見人を選ぶ仕組み、ネットワーク、モニタリング、それらにつながる一時相談窓口ということが見えるようにしていただけると、各市が取り組み易くなるのではないかと思う。このことは 28 頁と 47 頁に記載されているので、非常に重要である。

星野委員

「一次相談窓口としての対応力の強化」というが、センターに期待したい機能は、構成 5 市の特徴や状況に合わせた支援である。

その意味で、施策目標 14、15（43 頁～46 頁）は、この部分こそセンターの特徴が発揮されると思っている。地域の中で解決することが難しい事例に対して広域的な立場で解決策を見つけることや、構成 5 市で解決できた事例を共有すること等である。後者は支援者の質の向上にも繋がると思う。センターは、そうした 5 市のどんな状況にも応じて支援しますという意気込みが見えてくるのが重要と思う。

チ. 各市の計画策定に当たっての考え方

倉持委員

各市の計画に落とした場合、どう具体的な取組みを予定されているのか。権利擁護や成年後見制度に関する内容は、地域福祉計画の中に入れても違和感はない。だが、今回 5 市で策定する計画と各市で策定する計画の関連性が見えてこない。各市のお考えをお聞きしたい。

稲城市

当市では今回の構成 5 市の計画が確定後、当市としての計画を策定する予定である。関係団体の皆様、地域福祉計画の進行管理を行う委員会の方の意見をお聞きしながら議論を行うことを予定しているため時間を要すると考え、令和 2 年度半年経ってからのスタートとしている。

多摩市

本日の委員会では、構成 5 市とセンターの役割分担についてご議論いただく機会と認識していた。また、今回の計画は自治体が策定する計画であり、当市が責任を持って実施する計画と認識している。一方、構成 5 市でセンターを運営している現状を踏まえると、権利擁護を進める上で、各市とセンターの役割分担の検討も必要である。

当市では、本年が地域福祉計画の中間見直し年である。中間見直しは、本計画における構成 5 市とセンターの議論を踏まえるとともに、障害児の親の方からのヒアリングを実施する等して住民の意見を踏まえながら、当市としての計画を策定する予定である。

狛江市

当市では、次年度、地域福祉計画の中間見直し年である。そのため、今年度中にアンケート調査、ヒアリング調査を通じた実態把握をする予定で、現在内容等の調整中である。検討は権利擁護の小委員会を立ち上げ、令和 2 年度に審議を行う予定。地域福祉計画の中への盛り込み方については、市民福祉推進委員会の委員長とも相談しながら進めていきたいと考えている。

日野市

当市では、今年度、令和 2～6 年度を計画期間とした地域福祉計画の策定を行っている。外部委員

を含めた策定委員会で策定しており、5つの柱の一つが「権利擁護」となる予定。本計画との調和も含め、具体的な取組み内容を検討中である。

先程ご意見にあった「支援に繋がらない人」は引きこもり等含め、福祉全体での検討が必要となる話であると思うので、他の施策との関連も含め、検討を予定している。

調布市

当市では平成30年度に地域福祉計画を策定済みであり、今後、成年後見制度利用促進基本計画は単体計画としての策定を予定している。単体計画では、いただいたご意見を踏まえ、特に、利用者が相談しやすい環境づくりについて盛り込みたいと考えている。

計画案の検討については、学識者、福祉団体等が構成員である地域福祉推進会議という機関がある。そちらと意見調整を図りながら、より具体的なものとなるよう計画を策定していきたいと考えている。

小林所長

今後の当センターの役割や機能については、各市から求められることも異なると見込んでいることもあり、その内容が明確になって以降、明確化していきたいと考えている。

倉持委員

各市の計画にどのように盛り込まれるのか気になっていたが、各市でニーズ把握もされていることが分かり、今回の策定委員会の議論も意味があったと感じた。各市とも具体的に進めていただければと思う。

西田委員長

時間になったため、本日の議論はこの辺で終了としたい。多くのご意見をいただき、ありがとうございました。この場で言い切れなかったことは、後日事務局に寄せてほしい。

構成5市とセンターは、本日いただいたご意見を踏まえ、作業を進めてほしい。

(3) その他 今後のスケジュール等

堀江副所長より資料3(48頁～)に基づいて説明がなされた。※以下、□は説明

- ・ 次回の策定委員会は、年明け1月30日の開催を予定。
- ・ 現在、各市パブリックコメントに向けた計画素案(事務局案)の確定日として11月8日を予定している。48頁の表の左側の列に策定委員会の皆様をお願いしたい事項を記載している。各市パブリックコメント用素案の作成において、1回若しくは2回のメール審議をお願いできればと考えている。
- ・ 1月上中旬には、各市パブリックコメントが完了する予定なので、そこでの意見を反映させた最終案として、1月30日の会議を予定している。
- ・ タイムな日程で申し訳ないが、引き続きご協力をお願いしたい。

4. 閉会

(略)

(以上)